

弁護士協同組合
弁護士の
つぶやき



三重弁護士協同組合
青年部会

石川 慎司

1 四日市で弁護士をしている石川慎司と申します。三重県で生まれ育ち、弁護士登録後は愛知県と静岡県で弁護士経験を積んだ後、地元三重にて弁護士事務所を開業しました。皆様に身近な法律の紹介ということで、今回は、成人年齢の引き下げについて紹介させていただきます。

2 ここ数年、民法についていくつかの大きな改正がありました。取引に関する債権法や家族関係の相続法について大きな改正があり、これらに加えて、成人年齢の引き下げも行われました。この改正により、今年の4月1日に、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成人年齢の変更は、約140年ぶりのことです。

令和4年(2022年)4月1日の時点で18歳と19歳の方は、令和4年(2022年)4月1日に成人となります。個人的には、学年の異なる数百万人が同時に成人になる、というのは不思議な感覚です。

3 実は、何歳までが未成年者で、何歳から成人になるのかということは日本国憲法には書かれていません。成人年齢については、民法の「年齢20歳をもって、成年とする。」(民法4条)という条文によって、成人年齢が20歳とされていました。この条文が令和4年(2022年)4月1日に「年齢18歳をもって、成年とする。」と変更され、関連する法令の多くも併せて変更されることになりました。

さて、「成人になる」ということの意味はどこにあるのでしょうか。一般的には、一人前の大人になり、自分の行動に責任を持たなければならない、ということになるのでしょうか。法律上は、成人になると①一人で契約をすることができ、②父母の親権に服さなくなります。これは、例えば、車をローンで購入したり、賃貸物件の契約をしたり、クレジットカードを作るといったことを一人でできるようになるということです。

成人ではない未成年者が契約する際は基本的に

父母の同意が必要であり、父母の同意のない契約は取消可能なものとなります(未成年取消権、民法5条)。このようなルールになっているのは、未成年者は取引社会にひとりで参加するほどの判断能力をまだ持っていないとされているからです。もちろん十分な判断能力を有する16歳の方がいることも事実ですが、個々人の能力差によって取消可能かそうでないかが変わるといのは、取引相手としても安心できません。そこで、成人と未成年を一律に年齢で区切っているのです。

ちなみに、今回、成人年齢が変わっても、お酒やたばこの使用や競馬の投票券の購入などは引き続き20歳以上からですので注意が必要です。

4 自分で色々なことを決められるという点では、公職選挙法の改正によって、民法改正に先立って18歳以上の方が選挙権を持てるようになり、さらには18歳以上であれば裁判員に選ばれることも可能となりました。令和5年(2023年)からは、実際に裁判員として、裁判に関与する可能性があります。裁判員として、被告人に死刑などの重罰を下すことになるかもしれませんし、メディアなどで悪人と報じられている被告人に無罪の判断を下すこともあるかもしれません。政治家を選出したり、被告人の人生にとって大きな判断を下したりといった重大な役割を18歳から担うことになるのです。

5 ここまで、成人になることの意味についてお話ししてきましたが、成人年齢が引き下げられることによるデメリットもあります。繰り返しにはなりますが、民法では、父母の同意なく契約をしても、未成年を理由として、その契約を取り消すことができます。しかし、成人する18歳、19歳の方には、未成年者取消権が認められなくなり、若年層の消費者被害が拡大する可能性があります。例えば、悪意のある就職セミナーの勧誘やタレントの養成契約、デート商法による契約など、社会経験や取引経験の乏しさにつけ込んだトラブルに遭うケースが考えられるのです。このような被害を防ぐため、消費者契約法の改正が行われ、若年層が被害を受けやすいタイプの契約について新たに取消権が認められるようになりましたが、これまで未成年であれば保護されてきたケースでも、取消しができないというケースが出てくる可能性があります。もし、周囲の若い方がこのような被害でお困りであれば、お近くの弁護士までご相談頂ければと思います。

各種講演及びセミナー講師の派遣など承ります。三重弁護士協同組合 青年部会 TEL:059-228-2232